

P T A 規約

◆要保存◆



横浜市立常盤台小学校 P T A

令和5年4月改正

PTAについて

PTAは、Parents（父母・保護者）、Teachers（教師）、Association（集まり）という三つの言葉から作られたものです。「児童のすこやかな発達」を目的としています。

PTAは、会員（教職員および保護者）の方からいただいている3000円/年の会費で運営をしています。ただし、PTAの委員・役員はすべてボランティアです。

PTAには次の3つの委員会があります。校外指導委員会を除き、各委員は学年毎に選出されます。委員長と副委員長は、委員の互選で決めることになっています。これらの委員会は常任委員会と呼ばれています。（実績はいずれも昨年度の活動の一部です。）

広報委員会	広報誌「ときわ」の取材・作成・発行。
学年学級委員会	クラス茶話会・学年集会の開催、ベルマーク活動。
校外指導委員会	学区内の安全点検、「地区懇談会」の開催。

PTAには、次のメンバーから構成される役員会があり、日常の業務や総会の準備をしています。

会長（1名）、副会長（2名）、会計（2名）、書記（3名）

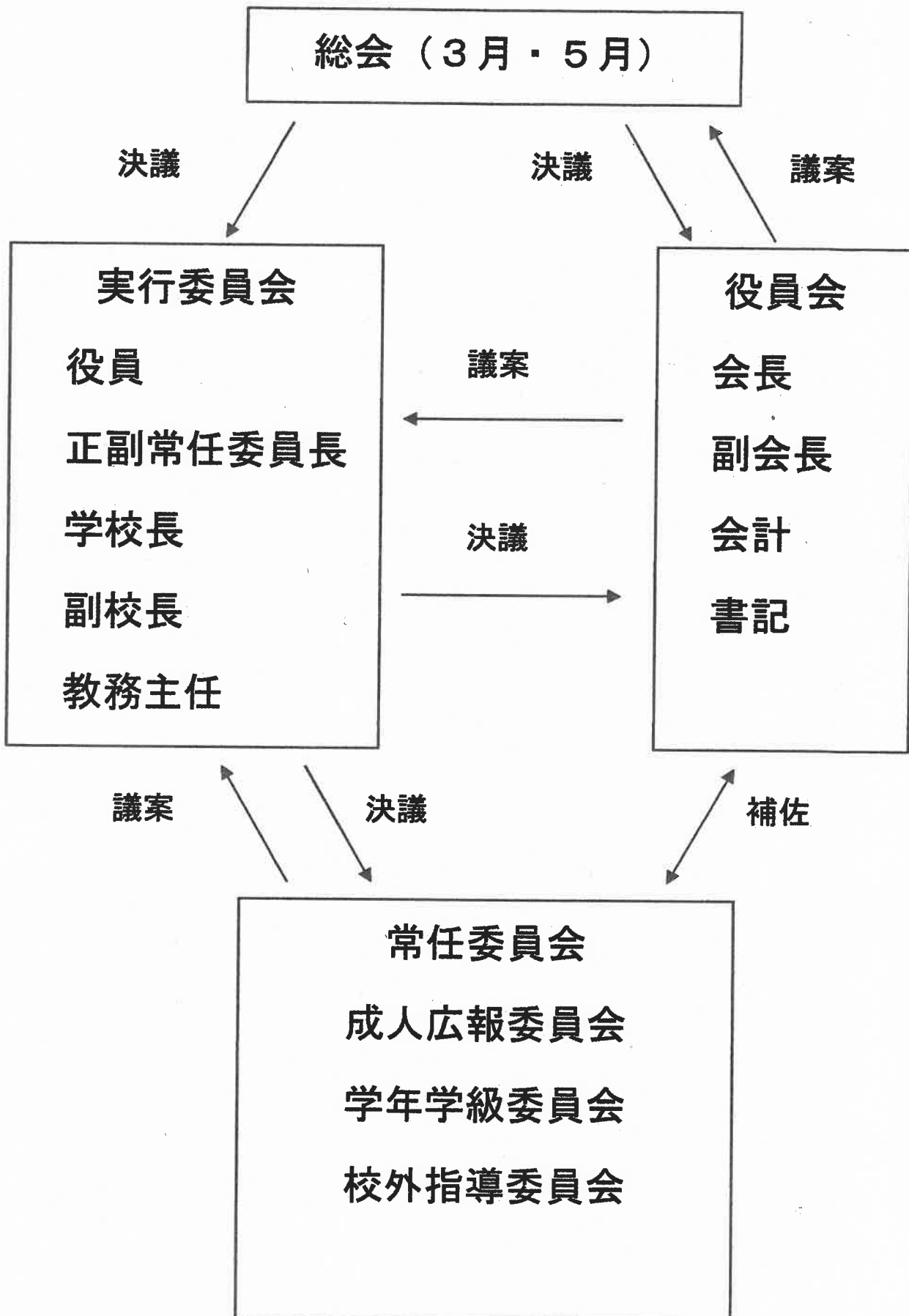
PTA総会は、最高の決議機関で、原則として年に2回行われます。

3月総会 活動報告、新役員の選出と承認

5月総会 決算報告、新年度事業計画と予算

総会に次ぐ決議機関として実行委員会があります。役員、常任委員の委員長、副委員長、学校長、副校長、教務主任から構成されています。

P T A 組織図



横浜市立常盤台小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 この会は、横浜市立常盤台小学校PTAと称し、常盤台小学校内におく。
(所在地) 横浜市保土ヶ谷区釜台町 22-1

第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教職員の信頼と協力により、家庭・学校・地域社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3章 活動

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 家庭と学校との関係を密にして、教育的効果および児童の生活環境をよくすることに努める。
2. 会員相互の研修と親睦をはかり教養の向上をはかる。
3. 地域社会とのつながりを深め、協力しあう。
4. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
5. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とする行為は行わない。
6. 教育問題について研究するが、学校の管理や教職員の人事には原則として干渉しない。
7. その他この会の目的達成のために必要な活動をする。

第4章 会員

第4条 この会の会員は、横浜市立常盤台小学校に在学する児童の保護者、またはこれに代わる人（以下保護者という）と、学校に勤務する教職員とする。

第5条 会員は、規約に定めるところにしたがって、会の運営に関する全ての活動に参加でき、自由に意見を述べることができるとともに、規約ならびに機関の決定事項を守り、会の目的達成に努めなければならない。

第5章 会計

第6条 この会の経費は、会費・事業収入・寄付金をもってあてる。寄付金については、実行委員会の承認を必要とする。

第7条 会費は、保護者・教職員、各家庭年額2500円とする。ただし、総会の決議により会費額を変更することができる。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第9条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第11条 この章に定めない会計処理に関しては、実行委員会によって決議を要するものとする。

第6章 役員

第12条 この会に、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 2名 (1名、教職員1名)
4. 書記 3名 (2名、教職員1名)

第13条 役員は、総会に出席した会員の無記名投票によって選出されることを原則とする。

第14条 役員の任期は1年とし、会計年度と同じとする。ただし、再任をさまたげない。

1. 役員は、会計監査委員、常任委員を兼任することはできない。
2. 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。任期は、前任者の残任期間とする。
3. 補充は役員会で選出し、会員に報告する。

第15条 役員の任期は次のとおりである。

1. 会長は、この会を代表し会務を総括する。また、総会および臨時総会、役員会、実行委員会、常任委員会、特別委員会を招集し、会議を主宰する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 会計は、総会が決定した予算にもとづいて会計事務を処理し、5月総会には、会計監査を経た決算報告を行う。
4. 書記は、総会、役員会および実行委員会の議事を記録保管し、前記会合の通知をする。

第7章 会計監査委員

第16条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員をおく。

1. 会計監査委員は、3月総会において選出され、会計年度を任期とする。
2. 会計監査委員は、10月・3月の定期監査のほか、必要に応じて随時会計監査を行うことができる。また、監査の結果を総会において報告しなければならない。
3. 会計監査委員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。任期は、前任者の残任期間とする。
4. 補充は役員会で選出し、会員に報告する。

第8章 役員および会計監査委員の選挙

第17条 役員および会計監査委員の選挙に関する事務を処理するため、選挙管理委員会(以下選管という)をおく。また、その任務を終了したときに解散する。

1. 選管委員は、正・副委員長を除く常任委員会より各1名、教職員より1名、12月に選出し構成する。初会合は会長が召集し、委員長等の選出を行う。選管は、選挙に関する事務のいっさいを行うのとし、次の事項を公示し、会員に周知徹底を期さなければならない。

- ① 選挙すべき役員の種別とその定数ならびに会計監査委員の定数に関する事項。
- ② 立候補に必要な事項ならびに候補者の氏名。
- ③ 選挙の日時と場所および選挙の方法と結果に関する事項。

第18条 2. 候補者が定数を越えないときは、投票を省略し、総会において承認を受ける。
役員および会計監査委員の候補者を推薦するため、推薦委員会をおく。また、その任務を終了したときに解散する。

1. 推薦委員は、正副委員長を除く常任委員会より各1名、実行委員会より3名、教職員より2名、12月に選出し構成する。
2. 推薦委員会の初会合は会長が召集し、委員長等の選出を行う。

第19条 会員は、役員および会計監査委員の候補者になることができる。ただし、次の手続きによる。

1. 自ら立候補する。この場合、公示期間内に本人が選管に届け出る。
2. 他の会員から推薦されて候補者となる。この場合、推薦者（複数の場合はその代表者）は、本人の承認を得て公示期間内に選管へ届け出る。
3. 推薦委員会から推薦されて候補者となる。この場合、推薦委員会の代表者が本人の承諾を得て選管へ届け出る。
4. 教職員より選出される会計および書記は、学校において選出された者を候補者とする。
5. 候補者は、同時に二つ以上の役職に立候補することはできない。

第9章 総会

第20条 総会は、この会の最高決議機関であり、全会員で構成する。

第21条 総会は、5月および3月に開く定期総会と臨時総会があり、次のことを行う。

1. 5月総会

- ① 前年度事業、決算報告および承認。
- ② 新実行委員会委員紹介。
- ③ 年間事業計画および予算の審議と承認。
- ④ その他重要事項。

2. 3月総会（紙面総会の場合有）

- ① 次年度役員、会計監査委員の選出、承認。
- ② その他重要事項。

第22条 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合、または、会員の10分の1以上の開催要求があった場合に開催される。

第23条 総会は、会員の5分の1以上（委任状出席を認める）の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

第10章 実行委員会

第24条 実行委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、役員、正副常任委員会委員長および学校長、副校長、教務主任をもって構成し、毎月1回委員会を開くことを原則とする。ただし、会長が必要と認めたとき、または、構成員の過半数が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

第25条 実行委員会の任務は次のとおりである。

1. 総会より委嘱された事項の遂行処理に関すること。
2. 総会に提出する事項の準備に関すること。
3. 各常任委員会より提出される事項を審議決定する。
4. 必要ある場合に、特別委員会を設けること。

第26条 実行委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

第11章 役員会

第27条 役員会は、この会の執行機関であり、役員、学校長、副校長で構成し、総会および実行委員会に対する議案の作成、決議事項の執行など、会の日常業務を執行し、総会および実行委員会に対して責任を負う。

1. 役員会は必要に応じて会長が召集し、議長は会長があたり、議決は原則として全員一致とする。
2. 事業の執行にあたる時は、運営委員会を設け広く会員の参加を募ることができる。

第12章 常任委員会および特別委員会

第28条 常任委員会は、原則として月1回会合を持ち、実行委員会での決定事項について理解を深める。

第29条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案・執行するために、次の常任委員会を置く。

1. 広報委員会
2. 学年学級委員会
3. 校外指導委員会

第30条 各委員会の構成は次の通りである。

1. 各委員会へ各学級より1名所属する。ただし、校外指導委員会へは、各自治会を単位とし、原則1名所属する。
2. 教職員は、各委員会へ分担して若干名所属する。
3. 委員会の正副委員長は、会長がこれを委嘱する。

第31条 各委員会は、それぞれ次のことを行う。

1. 広報委員会
PTA活動を盛んにするための会報等を企画し、会員相互の連携及びこの会の趣旨の理解を推進する。

2. 学年学級委員会

教職員と協力し、学年・学級を通じて児童の幸福な成長をはかり、保護者相互の親睦向上につとめる。

3. 校外指導委員会

地域の人々と密接な連絡をとり、児童の校外生活の安全等について積極的に協力する。また、活動にあたっては、各地域に在住する常任委員および担当者の協力を得るものとする。

第32条 特別委員会は、特別な事項について必要があるとき、実行委員会がこれを設けることができる。その任務が終了したとき解散する。

第13章 組織

第33条 規約第3条第4項に基づき、常小防衛軍「おやじの会」との連携を深め、相互協力関係を計っていく。

第14章 細則

第34条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て定める。また、実行委員会は、細則を制定または改廃した場合に、その結果を次期総会において報告しなければならない。

第15章 改正

第35条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。但し、改正案は総会の少なくとも7日前に会員に知らせなければならない。

第16章 付則

第36条 この規約は、昭和62年4月1日より実施する。

平成2年3月8日一部改正。平成2年4月1日より実施する。

平成3年3月7日第15条および19条に加筆。平成3年4月1日より実施する。

平成18年3月2日一部改正。平成18年4月1日より実施する。

平成22年3月1日一部改正。平成22年4月1日より実施する。

令和4年3月2日一部改正。令和4年4月1日より実施する。

令和5年3月1日題7条および第29条及び31条一部改正。

令和5年4月1日より実行する。

令和5年4月1日よりPTAバレー部の活動を一旦休止とする。

細則

第1条 第5章の第8条の予算原案は、役員会が立案審議にあたる。

第2条 1. 第12章第30条第1項の各委員会での委員（校外指導委員会を除く）については、4月当初の学年学級懇談会の席上で選出する。

2. 校外指導委員会の選出は、各自治会の実情をふまえて、3月中に選出する。
3. 委員会の正副委員長は、各委員会の委員の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。

第3条

第5章の第11条の会計処理

1. ベルマークの収益金とその支出に関することがらおよび会計報告。
 - ①ベルマークの取り扱いは、学年学級委員会が担当する。
 - ②ベルマークの収益金については、その都度、実行委員会に報告する。
 - ③収益金の使途については、実行委員会において協議する。
 - ④会計報告は、実行委員会および会計監査委員会の監査を経て総会に報告する。

横浜市立常盤台小学校PTAクラブ・同好会規約

第1章 総則

- 第1条 (名称)クラブ・同好会の正式な名称は、横浜市立常盤台小学校PTA〇〇クラブおよび〇〇同好会とする(〇〇は会の内容を表す任意の長さの文字列とする。)クラブ・同好会の設立および廃止は、実行委員会の議決を経て決定され、その結果は総会において報告される。
- 第2条 (目的)クラブ・同好会は、PTA 会員相互の健康を増進させ、または教養を高め、かつ親睦を図るものとする。クラブ・同好会は、政治的中立・宗教的公正を損なってはならない。また、本規約を守り、実行委員会の決定に従わなければならない。
- 第3条 (会員)クラブ・同好会の会員は、原則として有志のPTA 会員によって構成される。ただし、過去に本小学校PTA 会員だったもの、および本小学校校区内の地域住民を参加させることもできる。PTA 会員の中から、代表者1名、会計1名を選出する。
- 第4条 (運営)クラブ・同好会の運営は、会員の自由な意志によって、民主的に行わなければならない。無理な勧誘、活動、会費徴収等を行ってはならない。

第2章 設立

- 第5条 クラブは、10名以上のPTA 会員によって同好会またはクラブとして1年以上運営されているか、またはそれと同等以上の活動をしていると認められた場合に、実行委員会の議決によって設立が許可される。認定は、3月の実行委員会によって行われる。
- 第6条 同好会は、3名以上のPTA 会員によって趣意書、名簿を規定の書式に従ってPTA 本部に提出し、趣旨が適当であると認められた場合に、実行委員会の議決によって設立が許可される。認定は、申請後の最初の実行委員会によって行われる。ただし、すでに同じ内容のクラブまたは同好会が設立している場合には、新たな同好会の設立は認められない。

第3章 助成金

- 第7条 クラブは、4月の実行委員会に、活動計画、予算申請書および名簿を規定の書式に従って提出し、実行委員会で助成金(30000円を上限とする)が決定される。翌年3月には、活動報告、決算報告を実行委員会に提出しなければならない。尚、常盤台小学校の代表として参加される、行事・大会に必要な交通費においては公共交通機関を使用する区間に限り、PTA交通費として別途支給される。
- 第8条 同好会は、設立が認定された時点で、翌年3月までの助成金の支給を受ける。助成金額の決定は、クラブに準ずる。(上限は、10000円とする) 設立から3月までの活動期間の長さによってその金額が決定される。3月には月次活動報告および決算報告を規定の書式に従って実行委員会に提出しなければならない。

第4章 活動

- 第9条 本会は、原則として常盤台小学校の施設を利用して月に1回以上活動し、一月あたりのべでPTA会員3名(同好会)、同10名(クラブ)以上の参加者がいなければならない。
- 第10条 学校施設の利用にあたっては、所定の手続きを経なければならない。
- 第11条 PTA本部または実行委員会の求めがある場合は、速やかに活動記録等を提出しなければならない。

付則

本規約は平成11年3月1日より施行する。

平成22年3月1日一部改正。平成22年4月1日より実施。